

青少対だより


















No. 47
2024/3/1

東やまとの青少年

東大和市青少年対策地区連絡協議会 東大和市教育委員会教育部青少年課内 TEL 042 (563) 2111 (内線1742)

できることから始めてみましょう SDGs

SDGsとは「持続可能な開発目標」の略称で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。SDGsには17つの目標があります。おうちの人と一緒に読んでみましょう。

 目標1 貧困をなくそう	 目標10 人や国の不平等をなくそう
 目標2 飢餓をゼロに	 目標11 住み続けられるまちづくりを
 目標3 すべての人に健康と福祉を	 目標12 つくる責任つかう責任
 目標4 質の高い教育をみんなに	 目標13 気候変動に具体的な対策を
 目標5 ジェンダー平等を実現しよう	 目標14 海の豊かさを守ろう
 目標6 安全な水とトイレを世界中に	 目標15 陸の豊かさも守ろう
 目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 目標16 平和と公正をすべての人に
 目標8 働きがいも経済成長も	 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう
 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

個人ができる取り組みとしてこのようなことが挙げられます。

① 節電・節水を心掛ける(目標13)



③ フードロス減らす(目標12)



⑤ 家事を平等に分担する(目標5)



② マイバッグやマイボトルを活用する(目標12,14)



④ 再利用・リサイクルを積極的に行う(目標13,14,15)



⑥ 災害に対する備えをしておく(目標11)



普段の生活の中で、少し意識するだけで取り入れられることがたくさんあります。できることから始めてみましょう。

知っていますか? 「自転車安全利用五則」

自転車安全利用五則とは、自転車を利用するにあたって、被害者・加害者にならないための守るべきルールのうち、特に重要な5つをあげたものです。

自転車が歩道を走るときのルールや、ヘルメット着用などについて正しい知識をつけ、安全に自転車を利用しましょう。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行ですが、歩道は例外です。走行可能となっている歩道では、歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止をしなければなりません。

※次に該当すれば自転車で歩道を走れません。

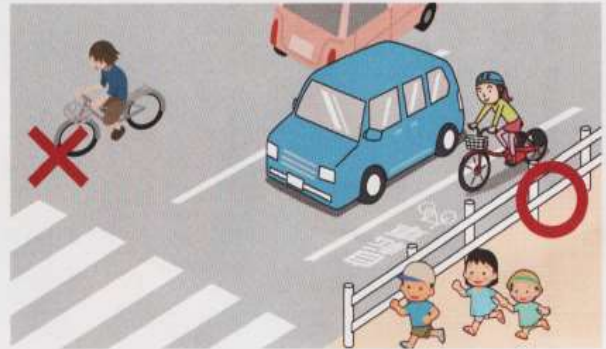
① 13歳未満、70歳以上の方、または身体の不自由な方が自転車を運転するとき



② 標識で自転車の歩道走行を許可しているとき



③ 道路工事などにより、車道の左側を通行できないとき



2 交差点では一時停止と安全確認を

罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。



3 夜間は必ずライトを点灯しましょう

罰則 5万円以下の罰金等

ライトを点灯していないと他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



知っていますか? 「自転車安全利用五則」

4 飲酒運転は NG

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等
(酒に酔った状態で運転した場合)

お酒を飲んで運転することは非常に危険です。自動車と同じく酒気を帯びている人に自転車を貸したり、飲酒運転をされると思われる人にお酒を提供してはいけません。



5 ヘルメットを着用しましょう

自転車を運転する場合は、年齢に関係なくすべての利用者が乗車用ヘルメットを着用するよう、努めなければいけません。また、児童や幼児の保護者は、お子様が自転車を運転するときや、幼児用シートに乗せる場合もヘルメットの着用が必要です。



こんな運転はやめましょう

●スマートフォンや携帯電話を使いながらの運転

スマートフォンや携帯電話を操作しながらの運転は、片手でふらつきやすいうえ、周囲を見ていないため、事故に遭ったり歩行者にぶつかってけがをさせたりするおそれがあります。

罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



●傘さし運転

傘さし運転はバランスを崩しやすくする原因となるほか、傘によって前方の視界が遮られ、前方不確認となるおそれがあります。

罰則 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



●イヤホンやヘッドホンで音楽などを聴きながらの運転

イヤホンで音楽を聴きながらの運転は、音楽に気をとられて注意散漫になったり、後ろから近づいてくる自動車の音が聞こえなかったりして、事故に遭う危険性が高まります。「道路交通法」には、自転車でのイヤホン使用を直接禁止する規定はありませんが、多くの都道府県の規則で、自転車でのイヤホン使用等を禁止することが定められています。



●二人乗りは禁止

自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、こどもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

罰則 5万円以下の罰金等



●並進は禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りをする事になり、危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。

罰則 2万円以下の罰金または科料



.....自転車を安全に運転するために.....

●ヘルメットは正しく着用を

ヘルメットを選ぶ際は、実際にかぶり、頭のサイズに合ったものを選んでください。頭部を守るためには、ヘルメットを正しく着用することが重要です。眉毛のすぐ上まで深くかぶり、あごひもをしっかりと締めましょう。交通事故の被害を軽減するために、頭部を守りましょう。

●交通事故への備えも大切 損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償が生じるおそれがあります。過去の事故賠償では、事故を起こした自転車運転者やその家族に数千万円の損害賠償を求める裁判例もあります。万が一に備えて損害賠償任意保険等に加入するようにしましょう。また、自分の家族に自転車利用者がいる場合は、保険に加入しているか家族で確認するようにしてください。

出典：政府広報オンライン

市内の自転車走行位置指定



青少対各地区の活動

第一地区委員会 ・読み聞かせ会(11月~3月) ・12・12まつり(12月) ・みんなであそぼう(1月)	第六地区委員会 ・クリーン作戦(11月) ・事業報告会(3月) ・地域パトロール(随時)
第二地区委員会 ・夏季パトロール(7月・8月) ・デイキャンプ(10月) ・凧作り、凧上げ大会(2月)	第七地区委員会 ・七小ホテル観賞会(6月) ・夕涼み会(九地区合同 8月) 夏休み夜間パトロール(8月) ・五中学区地域清掃(九地区合同 12月)
第三地区委員会 ・夏のパトロール(7月・8月) ・ピアノコンサート(11月) ・三小フェスタ協力	第八地区委員会 ・登校時見守り(8月) ・八地区秋祭り(10月) ・地域内清掃(12月) ・凧上げ大会(2月)
第四地区委員会 ・星空教室(7月) ・一声運動(9月) ・お祭りパトロール(9月) ・四小星空教室(10月) ・クリスマスコンサート in 四小(12月)	第九地区委員会 ・夜間パトロール(7月) ・夕涼み会(七地区合同 8月) ・五中学区地域清掃(七地区合同 12月)
第五地区委員会 ・おやじの会イベント協力(7月) ・防災訓練炊き出し(7月) ・納涼祭り見廻り(8月) ・3×5フェスタ(12月)	第十地区委員会 ・ドッジビー交流会(6月) ・地域内パトロール(8月) ・下校児童見守り(10月) ・四中学区地域内清掃

発行責任者
 青少年対策地区連絡協議会
 会長 山田 進

編集委員
 六地区 山脇 愛菜
 七地区 平畑 淳子
 八地区 伊藤 友美
 九地区 松本 千絵
 十地区 森山 美子
 〇委員長 塚崎 佳子
 〇副委員長 齊藤 由美

青少対とは
 東大和市青少年対策地区委員会の略です。地域の人やPTAなどの団体で構成され、計十地区約500名が子どもたちの為にボランティア活動をしています。ご興味のある方は、各地区又は、市役所5階の青少年課へお問合せください。

編集後記
 今年は、数年続いたコロナ禍がひと段落し、出かける機会も増えたと思います。また、令和5年4月1日から道路交通法の一部改正もあつたことから、改めて自転車に乗る時のルールを確認してもらいたいと委員で話し合い、自転車の乗り方に関する記事をメインに掲載しました。自転車乗用中の交通事故で亡くなった方は、約6割が頭部に致命傷を負っているというデータもあります。ヘルメットの着用は努力義務ではありませんが、重い物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗るときは、大人もヘルメットを着用して安全な運転を心がけましょう。また、近年話題になっているSDGsについても取り上げ、普段の生活の中で実践できるSDGsをご家庭で考えるきっかけとなれと思います。一人ひとりの取り組みが大きな成果になるので、みんなで身近なことから取り組んでほしいです。最後に、編集にあたり丁寧なアドバイスをいただきました皆様、厚くお礼申し上げます。今後も青少年活動にご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。